

雄武町図書館を考える会設置要綱

(設置)

第1条 これからのまちづくりの拠点となる雄武町図書館の現状及び課題並びに今後のあり方について、幅広く意見を求めるため、雄武町図書館を考える会（以下「考える会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 考える会は、次に掲げる事項について協議し、町に提言を行う。

- (1) 雄武町図書館の現状及び課題に関すること。
- (2) これからの図書館に必要な役割及び機能に関すること。
- (3) これからの図書館サービスのあり方に関すること。
- (4) これからの図書館施設のあり方に関すること。
- (5) その他図書館について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 考える会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 各種団体関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募に応じた町民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言を町に提出する日までとする。

(アドバイザー)

第5条 教育長は、考える会の運営を円滑に進めるため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第6条 考える会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、考える会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 考える会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、会長が決定する。
- 4 会議は、協議する内容が公開することに適しないと認めるものを除き、公開とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 考える会の委員は、個人情報その他会議上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 考える会の庶務は、教育委員会教育振興課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか考える会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する提言を町に提出した日限り、その効力を失う。